

公 共 債 取 引 規 定 ・ 約 款 集

- ・ 保護預り規定兼振替決済口座管理規定 2 頁
- ・ 一般債振替決済口座管理規定 1 2 頁
- ・ 特定口座約款 1 9 頁

佐賀共栄銀行

(2020.04.01)

保護預り規定兼振替決済口座管理規定

この規定は、通帳（平成 27 年 12 月 31 日廃止）裏面記載の保護預り規定兼振替決済口座管理規定より優先して適用するものとします。

第 1 条（この規定の趣旨）

- 1 この規定は、お客様から当行が次に掲げる証券（以下「国債証券等」といいます。）をお預りし、又はお客様が社債・株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振決国債」といいます。）に係る口座を当行に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。
 - ① 国債証券
 - ② 地方債証券
 - ③ 政府保証債券
- 2 当行は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは国債証券等のお預り、又は振決国債に係る口座の開設及び振替による受入れをお断りすることがあります。
- 3 この規定に従ってお預りした国債証券等を以下「保護預り証券」といい、保護預り証券と振決国債とをあわせて以下「振替債等」といいます。

第 2 条（保護預り証券の保管方法及び保管場所）

当行は、保護預り証券について金融商品取引法第 43 条の 2 に定める顧客資産の分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- ① 保護預り証券は、当行所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管（以下「混蔵保管」といいます。）できるものとします。
- ② 前号による混蔵保管は大券をもって行うことがあります。

第 3 条（混蔵保管に関する同意事項）

前条の規定により混蔵保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権又は準共有権を取得すること
- ② 新たに国債証券等をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと

第 4 条（振替決済口座）

- 1 振決国債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当行が備え置く振替口座簿において開

設します。

2 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振込国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振込国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。

3 当行は、お客様が振込国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

第5条（保護預り口座又は振替決済口座の開設）

1 国債証券等については、当行に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振込国債については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際は当行所定の口座開設申込書をご提出ください。その際、犯罪による収益移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

2 当行は、お客様から口座開設申込書による口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3 口座開設申込書又は当行所定のその他の書面に押印された印影及び記載された住所・氏名・共通番号（第6条において定義します。以下本項において同じ。）等をもって、届出の印鑑・住所・氏名・共通番号等とします。

4 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

第6条（共通番号の届出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第7条（契約期間等）

1 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客様又は当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第8条（手数料）

この規定に基づく口座の設定に伴う手数料（以下「手数料」といいます。）については、当行所定の料金をいただくことがあります。なお、手数料をいただく場合の取り扱いについては、次のとおりとします。

- ① 手数料は別に定める所による料率と計算方法により 1 年分を前払いするものとし、毎年 4 月の当行所定の日に、お客様が指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しのうえ充当するものとします。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を 1 か月としてその月から月割計算によりお支払いください。
- ② 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- ③ 契約期間中に口座の解約があった場合又は償還や振替により振替債等の残高がなくなった場合は、解約日又は残高がなくなった日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。
- ④ 当行は、指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、第 17 条により当行が受け取る振替債等の償還金（第 16 条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）、利子又は買取り代金等（以下「償還金等」といいます。）から手数料に充当することができるものとします。

第 9 条（預入れ及び返還）

- 1 保護預りの国債証券等を預け入れるときは、お客様又はお客様があらかじめ届け出た代理人（以下「お客様等」といいます。）が当行所定の依頼書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
- 2 保護預り証券の全部又は一部の返還をご請求になるときは、その 5 営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に前項に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください。
- 3 利子支払期日の 10 営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、国債証券等の預入れ及び保護預り証券の返還をすることはできません。
- 4 保護預り証券は、お客様等がお引き取りになるまでは、この規定により当行がお預りしているものとします。

第 10 条（振替の申請）

- 1 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。
 - ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入りに係るものその他日本銀行が定めるもの
 - ③ 振込国債の償還期日又は利子支払期日の 3 営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの
- 2 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
 - ① 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額

- ② お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - ③ 振替先口座
 - ④ 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- 3 前項第 1 号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第 2 項第 3 号の提示は必要ありません。また、同項第 4 号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 振込国債の全部又は一部を振替えるときは、その 5 営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客様等が当行所定の依頼書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
- 6 当行に振込国債の買取りを請求される場合、前項の手続きをまたずに振込国債の振替の申請があったものとして取り扱います。

第 11 条（他の口座管理機関への振替）

- 1 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当行で振込国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われなことがあることがあります。
- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。

第 12 条（担保の設定）

お客様の振込国債について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、日本銀行が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

第 13 条（分離適格振込国債に係る元利分離申請）

- 1 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利分離の申請をすることができます。
- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの
 - ② 当該分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の 3 営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行の定める期間中に元利分離を行うもの
- 2 前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
- ① 減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額

- ② お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別

第 14 条（分離元本振込国債等の元利統合申請）

- 1 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利統合の申請をすることができます。
- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの
- ② 当該分離元本振込国債と名称及び記号が同じ分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の 3 営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行の定める期間中に元利統合を行うもの
- 2 前項に基づき、お客様が元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
- ① 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
- ② お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- 3 前項第 1 号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第 15 条（保護預り証券の返還又は振込国債の抹消の申請に準ずる取扱い）

当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 9 条第 2 項の手続きをまたずに保護預り証券の返還の請求が、又は振替法に基づく振込国債の抹消の申請があったものとして、当行がお客様に代わって手続きさせていただきます。

- ① 当行に保護預り証券の買取りを請求される場合
- ② 当行が第 17 条により振替債等の償還金（分離利息振込国債の場合は、利子の支払い）を受け取る場合
- ③ 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

第 16 条（抽選償還）

混蔵保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者及び償還額の決定は当行所定の方法により公正かつ厳正に行います。

第 17 条（償還金等の受入れ等）

- 1 振替債等の元金又は利子の支払いがあるときは、当行がお客様に代わってこれを受領し、指定口座に入金します。
- 2 振替決済口座に記載又は記録されている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の元金及び利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客様に代わって日本銀行からこれを受領し、指定

口座に入金します。

第 18 条（連絡事項）

- 1 当行は、振替債等について、次の事項をご通知します。
 - ① 残高照合のための報告
 - ② 第 16 条により被償還者に決定したお客様には、その旨及び償還額
- 2 前項第 1 号の残高照合のための報告は、振替債等の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年 1 回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
- 3 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当行は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

第 19 条（届出事項の変更）

- 1 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所又は共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「登記簿抄本」もしくは「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」をご提示願うことがあります。
- 2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ国債証券等の受入れ、保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第 1 項による変更後は、変更後の印影・住所・氏名・共通番号等をもって届出の印鑑・住所・氏名・共通番号等とします。

第 20 条（当行の連帯保証義務）

日本銀行が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ① 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等に

より本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金及び利子の支払いをする義務

- ② 分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務
- ③ その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第 21 条（反社会的勢力との取引拒絶）

この契約は、次条第 5 項第 1 号、第 2 号 A から H 及び第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次条第 5 項第 1 号、第 2 号 A から H 及び第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当行はこの契約に基づく取引の開始をお断りするものとします。

第 22 条（解約等）

- 1 この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その 5 営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当行所定の解約依頼書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出し、保護預り証券をお引き取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第 7 条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。
- 2 前項にかかわらず、振替債等の利金支払期日の 10 営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。
- 3 保護預り証券は、お客様がお引き取りになるまでは、この規定により当行がご預りします。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第 7 条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
 - ① お客様から解約のお申し出があったとき
 - ② お客様が手数料を支払わないとき
 - ③ お客様について相続の開始があったとき
 - ④ お客様等がこの規定に違反したとき

- ⑤ お取引及び保護預り証券の残高がなくなった後、当行が定める期間を経過したとき
- ⑥ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- 5 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると当行が判断し、お客様と取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの契約に基づく取引を停止し、又はお客様に通知することにより、この契約を解約することができるものとします。
 - ① お客様が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② お客様が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しないもの
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - G. その他前AからFに準ずる者
 - H. 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 暴力団員等（A～Gに該当する者をいう。以下同じ。）が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (イ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (ウ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的を持ってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (エ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (オ) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ お客様が、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前AからDに準ずる行為
- 6 第4項及び第5項による振替債等の引取り又は振替え手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第8条第1項第3号に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

- 7 当行は、前項の不足額を引取りの日に第 8 条第 1 項第 1 号の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第 8 条第 1 項第 4 号に準じて償還金等から充当することができるものとします。

第 23 条（解約時の取扱い）

前条に基づく解約時の取扱いは、次のとおり行います。

- ① お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振込国債及び金銭については、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。
- ② 保護預り証券については、当行の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。なお、保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

第 24 条（緊急措置）

法令の定めるところにより振替債等の引渡しを求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

第 25 条（公示催告等の調査）

当行は、保護預り証券について、公示催告・除権決定の公告等についての調査義務を負いません。

第 26 条（保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止）

この契約によるお客様の保護預りに関する権利は、譲渡又は質入れすることはできません。

第 27 条（免責事項）

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第 19 条第 1 項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、国債証券等を受入れ又は保護預り証券を返還又は振込国債の振替又は抹消をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により保管施設又は記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、振込

国債の記録が滅失等した場合、又は第 17 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

⑥ 第 24 条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

第 28 条（振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意）

有価証券の無券面化を柱とする振替法に基づく振替決済制度において、当行が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当行がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について本規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

第 29 条（規定の変更）

この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。この規定を改定する場合は、相当期間前に改定内容を店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で掲載することにより、表示及び掲載された適用開始日から改定後の規定を適用するものとします。

以 上

附 則

（制定）昭和 58 年 4 月 1 日

（改定）平成 15 年 1 月 27 日

（改定）平成 19 年 9 月 30 日

（改定）平成 24 年 1 月 4 日

（改定）平成 28 年 1 月 4 日

（改定）2020 年 4 月 1 日

一般債振替決済口座管理規定

この規定は、通帳（平成 27 年 12 月 31 日廃止）裏面記載の一般振替決済口座管理規定より優先して適用するものとします。

第 1 条（この規定の趣旨）

この規定は、社債・株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う一般債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当行に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるところによるものとします。

第 2 条（振替決済口座）

- 1 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として、当行が備え置く振替口座簿において開設します。
- 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。
この場合において、質権の目的である一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- 3 当行は、お客様が一般債についての権利を有するものに限り、振替決済口座に記載又は記録いたします。

第 3 条（振替決済口座の開設）

- 1 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当行所定の口座開設申込書によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- 2 当行は、お客様から口座開設申込書による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- 3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。
- 4 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の

規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第4条（契約期間等）

- 1 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
- 2 この契約は、お客様又は当行からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第5条（当行への届出事項）

口座開設申込書又は当行所定のその他の書面に押捺された印影及び記載された住所、名称、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、名称、共通番号等とします。

第6条（振替の申請）

- 1 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。
 - ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入りに係るもの、その他機構が定めるもの
 - ③ 一般債の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの
 - ④ 一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
- 2 お客様が振替の申請を行うにあたっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
 - ① 減額及び増額の記載又は記録がされるべき一般債の銘柄及び金額
 - ② お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるのが保有口か質権口かの別
 - ③ 振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - ④ 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ⑤ 振替を行う日
- 3 前項第1号の金額は、その一般債の各社債等の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 当行に一般債の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに一般債の振替の申請があったものとして取り扱います。

第7条（他の口座管理機関への振替）

- 1 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振

替を行うことができます。また、当行で一般債を受け入れられるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当行及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われなかったことがあります。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書により申込みください。

第8条 (担保の設定)

お客様の一般債について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

第9条 (抹消申請の委任)

振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、償還又は繰上償還が行われる場合には、当該一般債について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

第10条 (元利金の代理受領等)

- 1 振替決済口座に記載又は記録されている一般債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金(繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。)及び利金を取り扱うもの(以下「機関関与銘柄」といいます。)の償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、資産管理サービス信託銀行株式会社(上位機関)が当行に代わってこれを受け取り、当行が資産管理サービス信託銀行株式会社(上位機関)からお客様に代わってこれを受領し、お客様のご請求に応じて当行からお客様にお支払いします。
- 2 当行は、第1項の規定にかかわらず、当行所定の様式により、お客様からの申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている一般債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)のうち、機関関与銘柄の利金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当行に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

第11条 (お客様への連絡事項)

- 1 当行は、一般債について、次の事項をお客様にご通知します。
 - ① 最終償還期限
 - ② 残高照合のための報告
 - ③ お客様に対して機構から通知された事項
- 2 前項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内

容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当行の資金証券部金融サービスグループに直接ご連絡ください。

- 3 当行が届出のあった名称、住所に宛てて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- 4 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

第12条（届出事項の変更手続き）

- 1 印章を失ったとき、又は印章、氏名もしくは名称、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「登記簿抄本」もしくは「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」をご提示願うことがあります。
- 2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ一般債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・名称・共通番号等をもって届出の印鑑・住所・名称・共通番号等とします。

第13条（口座管理料）

当行は、口座を開設したときは、その開設時及び第4条第2項に基づくこの契約の継続開始日ごとに所定の料金をいただくことがあります。手数料をいただく場合の取り扱いは次のとおりとします。

- ① 手数料は1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日にお客様が指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しのうえ充当するものとします。
なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いください。
- ② 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- ③ 契約期間中に口座の解約があった場合又は償還や振替により振替債等の残高がなくなった場合は、解約日又は残高がなくなった日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。
- ④ 当行は、指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、第10条により

当行が受け取る振替債等の償還金、利子又は買取り代金等（以下、「償還金等」といいます）から手数料に充当することができるものとします。また、手数料のお支払いがないときは、一般債の償還金又は利金の支払のご請求には応じないことがあります。

第14条（当行の連帯保証義務）

機構又は資産管理サービス信託銀行株式会社（上位機関）が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ① 一般債の振替手続きを行った際、機構又は資産管理サービス信託銀行株式会社（上位機関）において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除く。）の償還金及び利金の支払をする義務
- ② その他、機構又は資産管理サービス信託銀行株式会社（上位機関）において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第15条（機構において取扱う一般債の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

- 1 当行は、機構において取扱う一般債のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- 2 当行は、当行における一般債の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第16条（反社会的勢力との取引拒絶）

この契約は、次条第2項第1号、第2号AからH及び第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、次条第2項第1号、第2号AからH及び第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの契約に基づく取引の開始をお断りするものとします。

第17条（解約等）

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでも契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
 - ① お客様から解約のお申し出があった場合
 - ② お客様が手数料を支払わないとき
 - ③ お客様等がこの規定に違反したとき
 - ④ 第13条による料金の計算期間が満了したときに、お客様ご指定の預金口

座に当該手数料の額以上の残高がない場合

⑤やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

2 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると当行が判断し、お客様と取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの契約に基づく取引を停止し、又はお客様に通知することにより、この契約を解約することができるものとします。

① お客様が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② お客様が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団員等でなくなった時から5年を経過しないもの

D. 暴力団準構成員

E. 暴力団関係企業

F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

G. その他前AからFに準ずる者

H. 次のいずれかに該当する者

(ア)暴力団員等（A～Gに該当する者をいう。以下同じ。）が経営を支配していると認められる関係を有すること

(イ)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(ウ)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的を持ってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(エ)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(オ)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ お客様が、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為

E. その他前AからDに準ずる行為

3 第1項及び第2項による一般債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払ください。この場合、第13条第1項第3号に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払ください。

4 当行は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項第1号の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第1項第4号に準じて償還金等から充当することができるものとします。

第18条（解約時の取扱い）

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている一般債及び金銭については、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第19条（緊急措置）

法令の定めるところにより一般債の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

第20条（免責事項）

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替又は抹消に直ちに応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第19条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

第21条（機構非関与銘柄の振替の申請）

お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当行に対し、その旨をお申し出ください。

第22条（規定の変更）

この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。この規定を改定する場合は、相当期間前に改定内容を店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で掲載することにより、表示及び掲載された適用開始日から改定後の規定を適用するものとします。

以 上

（制定）平成19年9月30日
（改正）平成24年1月4日
（改正）平成28年1月4日
（改正）2020年4月1日

特定口座約款

第1章 総則

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）が特定口座内保管上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいいます。以下同じです。）の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために佐賀共栄銀行（以下「当行」といいます。）に開設された特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託について、租税特別措置法第3項第2号に規定される要件と、租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために当行に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、租税特別措置法第37条の11の6、同上第4項第1号に規定される要件及びお客様と当行との間の権利義務関係を明確にするための取り決めです。

第2章 特定口座における譲渡等に係る所得計算等及び源泉徴収

第2条（特定口座の申込方法）

- 1 お客様が当行に特定口座の開設を申し込むにあたっては、あらかじめ当行に対し、特定口座開設届出書を提出するものとします。その際、お客様は運転免許証、住民票の写し、印鑑証明書等の当行所定の確認書類を提示し、お名前、生年月日、ご住所等につき確認を受けていただくこととします。
- 2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って特定口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- 3 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、当行に対し特定口座源泉徴収選択届出書を提出していただくものとします。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。
- 4 お客様が当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該お客様は、当該年に特定口座

内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

第3条（特定保管勘定における保管の委託等）

上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において行います。

第4条（特定口座を通じた取引）

特定口座を開設したお客様が当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、当行が定める一部の取引を除きお客様から特段のお申し出がない限り、特定口座を通じて行うものとします。

第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）

当行は、お客様の特定保管勘定においては、次の各号に定める上場株式等を受入れます。

- （1）お客様が第2条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当行の募集、当行への買付けの委託により取得、又は、当行から取得をした、国内公募非上場投資信託（以下「投資信託」といいます。）又は振込国債で、その取得後直ちに特定口座に受入れるもの。
- （2）お客様が当行以外の金融商品取引業者等に開設されている特定口座に受入れられている投資信託又は振替国債で、所定の方法により当行の当該お客様の特定口座に移管（同一銘柄のうち、一部を移管する場合は除きます。）されるもの。
- （3）お客様が贈与、相続（限定承認によるものを除きます。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）により取得した投資信託または又は振込国債で、当該贈与者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者（以下「当該被相続人等」といいます。）が当行に開設していた特定口座に係る特定口座内保管上場株式であった投資信託若しくは振込国債若しくは当該被相続人等が当行に開設していた租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）に係る租税特別措置法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（以下「非課税口座内上場株式等」といいます。）であった国内公募非上場株式投資信託、又は当該被相続人等が当行に開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされているものであって、所定の方法により当行の当該口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されるもの。
- （4）お客様が贈与、相続又は遺贈により取得した投資信託または又は振込国債で、当該被相続人等が他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に係る特定口座内保管上場株式であった投資信託若しくは振込国債、又は当該被相続人等が他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座

以外の口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされていた投資信託又は振込国債で、引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載又は記録されているものであって、所定の方法により当行の当該口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されるもの。

- (5) お客様が当行に開設されている特定口座で管理されている投資信託の分割又は併合により取得するもので、当該分割又は併合に係る投資信託の特定口座への受入を、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの。
- (6) 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限り。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの。
- (7) お客様が、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項の規定により開設された出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載若しくは記録がされている投資信託又は振込国債で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座からお客様への移管によりそのすべてを受入れるもの。
- (8) お客様が当行に開設する非課税口座で管理されていた特定口座内保管上場株式等で、所定の方法により、お客様が当行に開設されている特定口座へ移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）により受け入れるもの。

第 6 条（特定口座内保管上場株式等の移管）

当行は、第 5 条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）（2）に規定する移管は、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 10 項及び第 11 項の定めるところにより行います。

第 7 条（譲渡の方法）

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当行への売委託による方法、当行に対してする方法その他租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 7 項に定められる方法のいずれかにより行います。ただし、当行は、買取申込日が当該銘柄のクローズド期間に該当する場合（本人死亡・天変地異・破産手続開始・疾病その他やむを得ない事情があるものとして当行が認めた場合を除きます。）には、買取請求には応じません。

第 8 条（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当行は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法 25 条の 10 の 2 第 11 項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定

めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面により通知します。

第9条（相続又は遺贈による特定口座への受入れ）

当行は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）（3）に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号又は第4号及び租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項から17項までに定めるところにより行います。その際、お客様は当行に対し相続上場株式等移管依頼書を提出していただくものとします。

第10条（年間取引報告書等の送付）

- 1 当行は、租税特別措置法第37条の11の3第7項の定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに、お客様に交付いたします。また、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客様に交付し、1通を所轄の税務署長に提出いたします。
- 2 特定口座の廃止によりこの契約が解除されたときは、当行は、その解除する日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。
- 3 当行は、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、その年中にお客様が開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、当該お客様からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までにお客様に交付いたします。

第11条（所得金額等の計算）

特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法その他関係法令の定めに基づき行います。

第12条（源泉徴収及び還付）

当行は、お客様から特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合、法令に基づき源泉徴収を行い、支払代金から差引いて指定預金口座に振り込みます。また、還付する金額が発生した場合、支払代金と合わせて指定預金口座に振り込みます。

第3章 源泉徴収選択口座内配当等の所得計算及び源泉徴収

第13条（源泉徴収選択口座内配当金等受入開始届出書等の提出）

- 1 お客様が、租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当金等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して同法第37条の11の6第2項及び同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当金等受入開始届出書」を提出するものとします。
- 2 お客様が、租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当金等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることを

やめる場合には、支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して同法第 37 条の 11 の 6 第 3 項及び同法施行令第 25 条の 10 の 13 第 4 項に規定する「源泉徴収選択口座内配当金等受入終了届出書」を提出するものとします。

第 14 条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

- 1 当行は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式等配当等勘定においては、租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの（源泉徴収選択口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限る。）のみを受入れます。
- 2 当行が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。

第 15 条（特定上場株式配当等勘定における処理）

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において行います。

第 16 条（所得金額等の計算）

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法 37 条の 11 の 6 第 6 項及び関連法令の規定に基づき行われます。

第 17 条（損益通算）

源泉徴収選択口座において上場株式等の配当等と譲渡損失との損益通算を行った結果、お客様に還付すべき金額が発生した場合は、当行が定める日にお客様の指定預金口座に振込みます。

第 4 章 雑則

第 18 条（届出事項の変更）

第 2 条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、お客様のお名前、ご住所、共通番号など当該特定口座開設に係る届出事項に変更があったときその他所定の場合には、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 4 の規定によりお客様は、遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を当行に対して提出し、かつ当行指定の方法によりお手続きください。その変更がお名前又はご住所、共通番号に係るものであるときは、お客様は運転免許証、住民票の写し、印鑑証明書、個人番号カード等の当行所定の確認書類を提示し、確認を受けていただくものとします。

第 19 条（出国・帰国時の取扱い）

- 1 特定口座を開設したお客様が出国される場合には、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 1 号の規定に基づき、出国前特定口座内保管上場株式等について出国口座に保管の委託を行うこととし、その際は、あらかじめ特定口座継続適用届出書を当行に対して提出していただくものとします。
- 2 お客様が帰国された場合は、当行に対し特定口座開設届出書を再度提出して特定口座を開設いただくこと及び出国口座内保管上場株式等移管依頼書を提出していただくこと、その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項各号に定める要件を満たしていただくものとし、その場合には、同法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 1 号に定める出国口座に保管の委託がされている上場株式等を当該特定口座に移管することとします。

第 20 条（特定口座の廃止）

この約款は、次の各号のいずれかに該当した場合には解約され、当該解約に伴い、お客様の特定口座は廃止されます。

- （1）お客様が当行に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- （2）お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書を提出したとみなされたとき
- （3）同法施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき
- （4）やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合

第 21 条（法令・諸規則等の適用）

この約款に定めのない事項については、租税特別措置法、地方税法、関係政省令及び諸規則等に従って取扱うものとします。

第 22 条（免責事項）

お客様が第 18 条及び 19 条の変更等の手続を怠ったことその他の当行の責めに帰すべきでない事由により特定口座に係る税法上の取扱い、この約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責任を負わないものとします。

第 23 条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。この規定を改定する場合は、相当期間前に改定内容を店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で掲載することにより、表示及び掲載された適用開始日から改定後の規定を適用するものとします。

第 24 条（合意管轄）

この約款に関する訴訟については、当行本店を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

平成 20 年 10 月制定

平成 21 年 11 月改正

平成 28 年 1 月 4 日改正

2020 年 4 月 1 日改正

附則（平成 22 年 1 月 1 日において開設している特定口座の取扱い）

- 1 平成 22 年 1 月 1 日においてお客様が開設している特定口座が、源泉徴収選択口座である場合、第 13 条第 1 項に規定する「源泉徴収選択口座内配当金等受入開始届出書」の提出があったものとします。
- 2 前項に定めるお客様が平成 22 年 1 月 1 日以後に、投資信託受益権の収益分配金につき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当金等勘定への受入れを依頼しない場合には、第 13 条第 2 項に規定する「源泉徴収選択口座内配当金等受入終了届出書」を当行にご提出いただくものとします。